

高知県介護人材確保等事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県介護人材確保等事業交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的及び交付対象事業)

第2条 県は、介護職員等処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。以下「処遇改善加算」という。）を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対して、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を、事業所を運営する法人（以下「交付事業者」という。）に対して予算の範囲内で交付する。

(交付額及び交付対象経費)

第3条 前条に規定する交付対象事業（以下「交付事業」という。）の対象事業所、対象者、交付額、交付要件及び対象経費については「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱」（令和7年2月7日付け老発0207第3号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「厚生労働省実施要綱」という。）の定めによる。ただし、介護報酬で措置されている経費及び消費税額は、対象経費としない。

(交付金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類は、それぞれ本交付要綱別記第1号様式及び厚生労働省実施要綱別紙様式2（以下「計画書」という。）によるものとする。

(交付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により当該交付の申請の内容を調査し、適当であると認めるときは速やかに交付金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴

力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(交付の条件)

第6条 交付金の交付の目的を達成するため、交付事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付事業者は、計画書に次に掲げる変更があった場合には、厚生労働省実施要綱別紙様式4の変更届出書に次に掲げる様式を添付して提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合（変更後の厚生労働省実施要綱別紙様式2-3）。
 - イ 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業所において、当該申請に係る介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合（変更後の厚生労働省実施要綱別紙様式2-3及び2-4）。
- (2) 交付事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 交付事業が予定の期間に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を給付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 県税の滞納がないこと。
- (6) この他、厚生労働省実施要綱に定められた規定に反しないこと。

(交付の決定の通知)

第7条 知事は、第5条の規定により交付の決定をしたときは、速やかに当該交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合には当該条件を交付の申請をしたものに書面により通知するものとする。

(概算払)

第8条 交付事業者は交付金の概算払の請求をしようとするときは、別記第2号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、厚生労働省実施要綱別紙様式3によるものとし、交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和7年8月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 交付事業者は、交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 交付事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条第4号及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和7年7月8日から施行する。